

大和市請負工事検査評定要領

(目的)

第1条 この要領は、請負工事について大和市請負工事等検査規程（平成19年大和市訓令第25号。以下「規程」という。）第15条第3項に規定する検査評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、公共工事の品質の確保等を図るために厳正かつ的確な評定を実施し、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、契約金額が大和市契約規則（昭和55年規則第38号。以下「規則」という。）第28条第1号に規定する額を超える請負工事とする。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 規則第58条に規定する監督職員等（以下「監督員」という。）
- (2) 当該工事主管課の係長または主幹（以下「担当主幹等」という。）
- (3) 規則第59条に規定する検査職員等（以下「検査員」という。）

(評定の方法)

第4条 評定は、完成検査及び出来高検査を実施した場合に行う。

2 評定者は、別に定める大和市請負工事検査評定採点基準により、監督又は検査において確認した事項に基づき、的確かつ公正に行う。

3 評定の結果は、次の各号に掲げる検査の採点表に記録する。

- (1) 完成検査は、工事主管課用「工事検査採点表（完成検査）」（第1号様式）及び、検査員用「工事検査採点表（完成検査）」（第2号様式）による。
- (2) 出来高検査は、工事主管課用、「工事検査採点表（出来高検査）」（第3号様式）及び、検査員用「工事検査採点表（出来高検査）」（第4号様式）による。
- (3) 出来高検査を実施した場合の評定は、出来高検査と完成検査との平均値とし、出来高検査を複数回実施した場合は、全ての平均値とする。

4 手直し検査が行われたときは、再び評定は実施しない。

(評定結果の報告等)

第5条 監督員及び担当主幹等は、工事完成後及び出来高査定後に評定を行い、採点表を工事主管の課長の決裁後、規程第10条第1項に規定する検査依頼書とともに検査主管の課長に提出する。

2 検査員は、検査後に評定を行い、当該工事の評定点（採点表の評定点合計。以下「評定点」という。）を算出したうえ、検査報告書（以下「報告書」という。）に採点表を付して評定結果を検査主管の課長に報告する。

3 検査主管の課長は、請負工事等検査証に採点表の写しを付して評定結果を工事主管の課長に通知する。

（評定点の受注者への通知）

第6条 前条第2項による評定結果の報告等を受けた検査主管の課長は、工事成績評定通知書（以下「通知書」という。）により評定点を遅滞なく受注者に通知する。

（評定点の修正）

第7条 検査主管の課長は、前条の通知をした後、当該評定点を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 検査主管の課長は、前項の修正を行ったときは、その結果を遅滞なく受注者に通知するものとする。

（説明請求）

第8条 受注者は、第6条又は前条第2項による通知を受理した日から14日以内に、書面により検査主管の課長に対して評定点について説明を求めることができる。

（説明請求の提出先）

第9条 前条に規定する説明を求める書面の提出先は検査主管の課長とする。

（説明請求に対する回答）

第10条 検査主管の課長は、請求者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに工事成績評定に係る説明書（回答）（以下「回答書」という。）により回答するものとする。

（評定結果の公表）

第11条 本市に本店登録する受注者（共同企業体の場合は代表構成員）が施工した請負工事について、評定点が85点以上の場合は「特に優秀な工事」として、評定点が80点以上84点以下の場合は「優秀な工事」として、本市ホームページに3年間公表できるものとする。

（公表の内容）

第12条 公表内容は、業種、工事の名称、事業者の名称及び所在地とする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月2日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月4日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。